



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり  
**三重県議会議員 長田たかひさ** 県政レポート  
 2012年10月 VOL.15



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2  
 TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775  
 ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会

- 教育警察常任委員会 委員(教育委員会、公安委員会(警察本部)の所管及びこれに関連すること)
- 予算決算常任委員会 委員(予算、決算及びこれに関連すること)
- 議員提出条例検証特別委員会 副委員長(議員提出条例の検証に関連すること)

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい

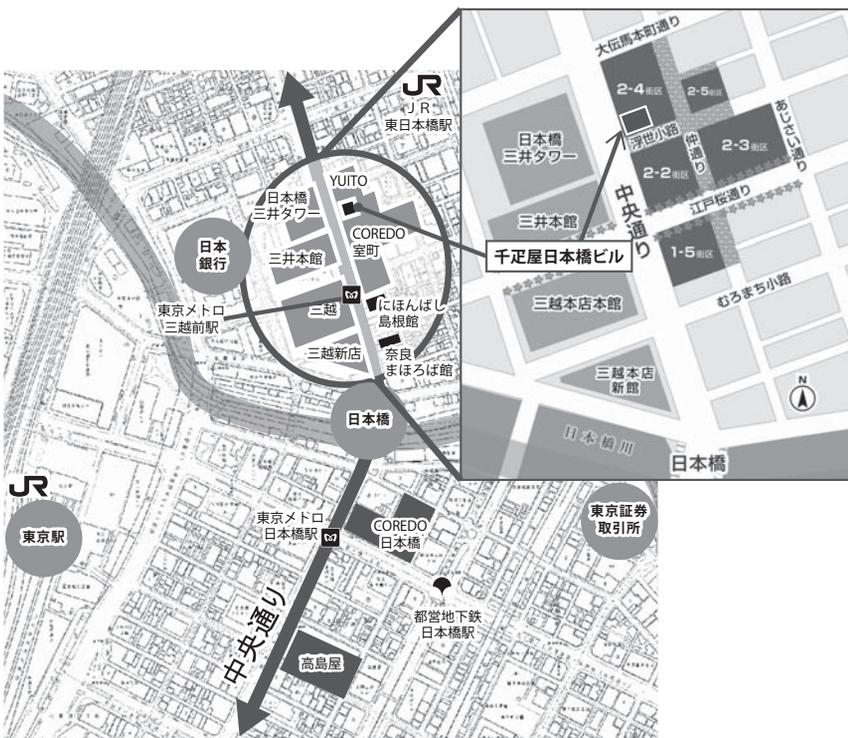
第2回定例会から(9月18日～10月15日)から

※9月一般会計補正予算より

首都圏営業拠点推進事業費 … 89,698千円

平成24年度当初予算で、首都圏において、本県の観光や産品、ものづくりの魅力を認知してもらい、それを販売活動につなげていけるよう、中核となる拠点を設置し、これを活用して、本県の強みや魅力の見える化をはかった情報発信を行うとともに、三重の応援企業等と連携した観光誘客や県産品の販路開拓、企業誘致やものづくり中小企業の人材確保を進めていくことを目的として、「首都圏営業拠点推進事業」(1,891千円)が提案され、首都圏におけるニーズ等の調査や、市町・関係団体情報共有及び連携強化を図るための連絡調整会議を経て、今回拠点整備に向けた補正予算が議決されました。

- 予算内訳 平成24年度 仲介手数料、内装工事費等
- 開設予定 平成25年夏
- 候補地 東京都中央区日本橋室町2-4-15  
(東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前駅」地下直結)  
「千疋屋日本橋ビル(仮称)」1階(62.70坪)、2階(72.38坪)
- 関連債務負担行為の限度額  
(平成25年～平成29年)  
施設賃借料 335,000千円(5年分家賃)  
内装工事費等 174,176千円(平成25年度)



※「みえ緑と森のきずな税(仮称)」の導入(案)

災害に強い森林を早期に実現するとともに、県民全体で森林づくりを支えるため、導入(案)が取りまとめられました。今後、県民説明会等開催されます。

- 課税方法 県民税均等割の超過課税
- 納税免除者
  - 1.生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
  - 2.障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
  - 3.前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の人
- 税 額 【個人】年額1,000円  
【法人】現行の均等割額の10%相当額(2,000円～80,000円)
- 導入時期 平成26年4月1日
- 税収の用途
  - (1)災害に強い森林づくり
    - 1.土砂を流さない森林整備と伐採木の搬出による流木の発生抑制
    - 2.堆積した不安定土砂や流木の撤去による森林内の防災施設の機能強化
    - 3.里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、海岸林の整備等
  - (2)緑・森・人の絆づくり
    - 1.小中学校における森林環境教育の定着促進と指導者の育成、小中学校の机・椅子・教室内装の木質化
    - 2.公共性の高い建物や街並みの木造・木質化、チップやペレット等木材のエネルギー等利用促進
    - 3.漂着流木等の除去活動支援や、緑地整備による緑と潤いの空間の創出
- 全国の導入状況  
全国の森林づくりに関する税は、平成15年に高知県で導入されてから、昨年の岐阜県の導入まで、全国で、すでに33県が導入しています。

※「三重県議会定例会の招集回数に関する条例」の一部改正

平成20年から、定例会の招集回数を年4回から年2回に改めましたが、平成25年よりこれを年1回にし、通年議会となります。通年議会実施県は、現在、長崎県と栃木県です。

- 現 行  
三重県議会定例会は、毎年2回これを招集する。
- 改正後
  - 1.三重県議会定例会は、毎年1回これを招集する。
  - 2.議員の任期満了による一般選挙が行われる年の三重県議会定例会は、前項の規定にかかわらず、年2回これを招集する。

◇県政報告会を行っています

184回	07月01日	徳原農事集会所	191回	09月08日	沓掛公民館	198回	10月06日	関町北部ふれあい交流センター
185回	07月08日	川崎地区コミュニティセンター	192回	09月09日	坂下公民館	199回	10月07日	白木一色公民館
186回	07月14日	菅内町公民館	193回	09月15日	原尾自治センター	200回	10月13日	上白木公民館
187回	07月15日	辺法寺宮農組集合集会所	194回	09月16日	池山公民館	201回	10月14日	亀山市関文化交流センター
188回	07月28日	平尾自治センター	195回	09月22日	安楽公民館	202回	10月14日	越川公民館
189回	07月29日	川崎一色公民館	196回	09月23日	小川生活改善センター			
190回	09月02日	市瀬公民館	197回	09月29日	いっぷく亭木崎			

**Information <三重おもいやり駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度) 10月1日よりスタート>**

**● 制度**

身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に、公共施設や店舗などに設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度

**● 概要**

車いす使用者用駐車場等の適正な利用を進めるため、利用できる方を明らかにし、新しく利用ルールとマーク(\*)を定めるものです。



(▲\*)

**<参考関連マーク>**



障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークで、昭和44年に国際リハビリテーション協会の総会で採択されたもの。



警察庁が道路交通法に基づき定めたマーク。自動車の運転免許を受けた人のうち、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついている人が自動車に貼付するもので、表示の義務はない。

**● 「おもいやり駐車場」の例と利用法**

ほかの人からも分かるように、利用証(\*)を車内のルームミラー等に掲示して、駐車場をご利用ください。



(▲\*)

**● 交付対象者及び有効期間 歩行が困難で以下の基準に該当する方**

区分		交付要件	有効期限	区分	交付要件	有効期限	
障がい者	身体障がい	視覚障がい	1級から4級	要介護 高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1~5」の方	5年 ※5年毎に更新可	
		聴覚障がいまたは 平衡機能障がい	聴覚障がい				2級から3級
			平衡機能障がい				3級、5級
		肢体不自由	上肢				1級から2級
			下肢				1級から6級
			体幹				1級、2級、3級、5級
		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能				1級から2級
			移動機能				1級から6級
		心臓機能障がい	1級、3級、4級				
		じん臓機能障がい	1級、3級、4級				
		呼吸器機能障がい	1級、3級、4級				
		ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級、4級				
		小腸の機能障がい	1級、3級、4級				
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級				
肝臓機能障がい	1級から4級						
知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄が「A」の方	5年 ※5年毎に更新可	妊産婦	産前4か月~産後6か月の方 ※生後6か月未満の乳児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用可	産前4か月~ 産後6か月		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障がい区別が「1級」の方						
				けが人	けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	必要な期間(更新を可とするが最長1年の範囲内に限る)	
				その他	上記以外の歩行困難者で、医師の証明書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	最長5年(更新可)	

※利用証は、交付対象となる方が同乗されている場合もご利用いただけます。

**● 全国における制度の導入状況**



利用証の全国相互利用が可能(導入府県のみ)

**● 利用証の申請先**

- 三重県健康福祉総務課(県庁4階)
- 三重県内の保健福祉事務所(鈴鹿他)
- 三重県障害者相談支援センター(津市一身田大古曾670-2)
- 亀山総合保健福祉センター「あいあい」高齢障がい支援室

**米・牛肉の放射性物質の新しい基準値が10月1日よりスタート**

放射性セシウム等の暫定規制値(単位:ベクレル/kg)

食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他	牛乳・乳製品	飲料水
規制値	500			200	200

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

放射性セシウム等の新基準値(単位:ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

食品中の放射性物質の新しい基準値が、平成24年4月1日から改定されましたが、準備期間が必要であった米・牛肉については、平成24年10月1日より新基準値に移行しました。(500ベクレル/kgから100ベクレル/kg)

これに伴い、県産牛の放射性物質の全頭検査は、平成24年8月23日から変更されています。尚、大豆については、平成25年1月1日から新基準が適用されます。

